

避難者訴訟 第25回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第25回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第25回口頭弁論：8月2日（水）14：00から

2017年8月2日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 早川篤雄 外36名（第1次提訴分）＋國分富夫 外184名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分）＋110名（第5次提訴分）＋10名（第6次提訴分）その後死亡原告2名とその承継者を検討して、合計598名
被告 東京電力ホールディングス株式会社

(1) 当事者

原告： ・192世帯（17世帯＋64世帯＋35世帯＋35世帯＋38世帯＋3世帯）
・年齢層：0歳から92歳まで
・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楢葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝，同 広田次男，同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被告：東京電力ホールディングス株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金280億2091万3632円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

ただし, 本件は, 訴訟提起以来, 時間が経過し, 被害者の救済は待たなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため, 請求項目は, 最終的に, 自宅不動産, 家財, 慰謝料に絞っている。

(2) 損害賠償請求の項目

① 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

500 m²未満の場合, 避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) または, 1368万8000円 (フラット35) のうち, いずれか大きい方。

500 m²以上の場合, 500 m²×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) + (従前の宅地面積 - 500 m²) × (1 m²当たりの固定資産税評価額×1.43) の式によって得られる額

[建物]

フラット35 (2238万円) + (従前の床面積 - 115.3 m²) × 平成23年度の平均新築単価 (15万8800円) の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に, 家族構成ごとによって算定される賠償額。

② 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額50万円を請求する。

③ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金2000万円を請求する。

第2 第25回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第25回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

第25回口頭弁論は、少し変則的で、第2陣訴訟の第1段階の最終に位置づけられます。

当訴訟の原告団は、現在第1次提訴から第6次提訴までの原告団によって構成されています。そして、このうち、第1次、第2次提訴原告までを第1陣、第3次提訴原告団以降を第2陣として、第1陣と第2陣を10月に分離することでほぼ内定しています。第1陣は、第24回口頭弁論まで上記の第2段階まで全て終了しており、あとは来年春の判決となる状況です。

一方第2陣は、第24回口頭弁論までの内容を生かして、第1段階についてはほぼそれを敷衍して必要な補足のみを行い、ただちに第2段階の立証に入る。第25回口頭弁論は、この必要な補足を行う機会となります。

なお、第24回口頭弁論までは次のことをしてきました。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

2015年6月の第11回口頭弁論以降、第2段階に入り、第24回口頭弁論まで、第2次提訴原告についてほぼ1世帯について1人という尋問を実施してきました。

また、2016年中は、7月、9月、11月の3回にわたって、いわき市の仮設住宅、広野町、楡葉町、浪江町、南相馬市小高区、双葉町、川俣町山木屋地区について、現場検証も行われました。この11月の検証は、第2陣に関わる内容です。

さらに第22回口頭弁論においては、除本理史（よけもとまさふみ）・

大阪市立大学教授の証人尋問を行い、「ふるさと喪失慰謝料」の内容を余すところなく明らかにしました。

2 第25回の流れ

第25回は、約2時間の予定で、本年12月から開始される予定の、第2陣の立証に先行し、第2陣の中心である山木屋の損害についての弁論を行う予定です。①山木屋原告団の団長菅野清一氏の意見陳述、5名の代理人が②昨年11月に行われた現地県庁の結果明らかになった山木屋の被害の実態、③山木屋への帰還の困難性、④以上を踏まえた、除本教授の証言に基づく山木屋における「ふるさと喪失」、⑤ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料の区別、⑥第1陣を踏まえた第2陣の立証の在り方について意見を述べます。またあわせて、山木屋の被害を示すDVD上映を行います。

法廷終了後は、今後のスケジュールの確認打ち合わせのため、原告団代表と弁護団が参加しての進行協議が行われます。

時間としては、午後2時に開始し、午後4時ころ法廷を終了し、その後進行協議を行う予定で、全体が終了するのは午後4時半頃と思われます。

3 第26回法廷以降など

2017年10月11日（水）午後1時15分開始を予定しています。

この日で第1陣と第2陣を分離し、この日は第1陣原告について最後の弁論を行います。第1陣は、訴訟の手続きすべてを終了し、判決日が指定される予定です。

なお、第2陣訴訟についてはその後立証となります。第2陣としての第1回期日は、12月6日を予定しています。

以 上